

けんりようご 権利擁護の そうだんコーナー

今月のそうだん

成年後見人等の事務の内容について

Q 認知症の父のため、裁判所に後見開始の申立をし、私が成年後見人に選任されました。これから、どのようなことをしていけばよいのでしょうか。

A 裁判所から選任された後見人、保佐人、補助人の主な事務は、①財産管理事務、②身上監護、③事務内容の報告です。

①財産管理事務は、選任直後に、市役所や年金事務所、金融機関等に成年後見人等に就任したという届出をしたり、本人の財産や収支状況を調査して今後の財産管理の計画を立てて裁判所に報告をしたりすることです。そして、以後、計画に従って日常的に財産の管理をします。

②身上監護とは、本人意思の尊重と本人保護とのバランスを図りながら、本人の健康や生活環境の維持を図っていくことです。具体的には、住居の確保や介護契約、施設等への入退所の契約、医療に関する契約等の各種契約の締結などをするようになりますが、後見人等の事務はこのような本人の生活全般にわたる法律行為（契約の締結等）に関するものであり、必ずしも本人を引き取って同居したり、直接的な身体介護をしなければならなかったりするものではありません。

③事務内容の報告とは、定期的に裁判所に対して、以上のような事務の内容を報告することです。その際には、裁判所が報告内容を確認できるようにするために、財産や収支の状況等に関する資料（預貯金の通帳や領収書等）も提出することになりますので、きちんと資料を保管しておく必要があります。あわせて、本人の身上状況も報告する必要がありますので、生活状況や健康状態についても、きちんと把握しておかなければなりません。

【姫路総合法律事務所 弁護士 土居 由佳】

23年度 介護員養成研修 11名に修了証を交付!!



昨年9月4日から始まった今年度の宍粟市社協の「介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程」の全講義と実習が終了しました。

1月29日（日）市社協本部で行われた修了式では、11名の受講生に鶴崎社協会長より修了証が交付されました。

修了された皆さん、おめでとうございます。この講座で学ばれたことを介護の現場やご家庭等で役立てていただくよう、期待しています。

◎結婚相談

宍粟防災センター
3月1日、15日（木）
午後1時30分～4時

◎心配ごと相談
（法律専門相談）
宍粟防災センター
2月24日（金）、3月2日、
9日、16日、23日（金）
午後1時30分～4時
※予約制となっています。
（山崎支部 62-55330）

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日
午前8時30分～
午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受け付けています。

お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。

総合相談所のお知らせ

暮らしの相談・お困りごととは社協へ！